

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(神 奈 川 森 林 計 画 区)

計 画 期 間	自	平 成 25 年 4 月 1 日
	至	平 成 30 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進に重点を置いたものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進している。また、一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林は、水源の涵養^{かんよう}、森林とのふれあいや環境教育の場、林産物の産出など様々な働きをしている中で、国有林野に対しては、特に、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全の働きに高い期待が寄せられており、公益重視の管理経営の一層の推進が求められている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中で、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを背景に、国有林野事業については、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図る仕組みの創設、特別会計を廃止し一般会計において実施、債務については国民負担とせず林産物収入等をもって返済するなどの所要の法律改正が平成 24 年 6 月に行われたところである。

この法律改正を踏まえ、今後は、国有林野の機能類型をあらためて5タイプに区分したうえで、公益林として管理経営することとし、木材等生産機能については、タイプに応じた適切な施業で得られる木材を計画的に供給することで発揮していくこととする。

本計画は、これらのことを踏まえるとともに、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即すとともに、森林法第7条の2の規定に基づきたてられた国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の神奈川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を関東森林管理局長が定めるものである。

今後、神奈川森林計画区における国有林野の管理経営はこの計画に基づき、関係行政機関や関係地方自治体等との連携を図りつつ、地域住民や国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

神奈川森林計画区の国有林野位置図



凡 例	
	森 林 管 理 署 等 界
	森 林 計 画 区 界
	国 有 林 野
	森 林 管 理 署 等
	森 林 事 務 所

目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	森林計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア	計画区内の国有林野の現況	1
イ	主要施策に関する評価	4
①	伐採量	4
②	更新量	4
③	保護林	4
④	緑の回廊	5
⑤	レクリエーションの森	5
(3)	持続可能な森林経営の実施方向	6
ア	生物多様性の保全	6
イ	森林生態系の生産力の維持	7
ウ	森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ	土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ	社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持 及び増進	7
キ	森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的 枠組	8
(4)	政策課題への対応	9
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	10
ア	山地災害防止タイプにおける管理経営に関する管理経営の指針 その他山地災害防止タイプに関する事項	12
①	土砂流出・崩壊防備エリア	12
②	気象害防備エリア	12
イ	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然タイプに関 する事項	13
ウ	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利 用タイプに関する事項	13
エ	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	14
(2)	地域ごとの機能類型の方向	15
ア	湯河原地区	15
イ	箱根地区	16
ウ	世附地区	16
エ	丹沢地区	17
オ	津久井地区	17

3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献 に必要な事項	18
(1)	森林の保全・再生に向けた施業モデルの展開と普及	18
(2)	林業事業体の育成	18
(3)	地域関係者等と連携した施業の推進	18
(4)	森林・林業技術者の育成	18
(5)	野生鳥獣被害の防止に向けた技術開発	18
(6)	その他	18
4	主要事業の実施に関する事項	19
(1)	伐採総量	19
(2)	更新総量	19
(3)	保育総量	19
(4)	林道等の開設及び改良の総量	19
5	その他必要な事項	19
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	20
1	巡視に関する事項	20
(1)	山火事防止等の森林保全管理	20
(2)	境界の保全管理	20
(3)	入林マナーの普及・啓発	20
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	20
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	20
(1)	保護林	20
(2)	緑の回廊	22
4	その他必要な事項	24
(1)	ニホンジカ等の食害に関する事項	24
(2)	希少猛禽類等の生息に関する事項	24
(3)	特定外来生物の対策に関する事項	24
(4)	その他	24
III	林産物の供給に関する事項	25
1	流域内から産出される林産物の需要に関する事項	25
2	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	25
3	その他必要な事項	25
IV	国有林野の活用に関する事項	26
1	国有林野の活用の推進方針	26
(1)	レクリエーションの森	26
2	国有林野の活用の具体的手法	27
3	その他必要な事項	27

V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項……………	27
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針……………	27
2	その他必要な事項……………	27
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項……………	28
1	国民参加の森林に関する事項……………	28
2	分収林に関する事項……………	28
3	その他必要な事項……………	28
	(1) 森林環境教育の推進……………	28
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加……………	29
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項……………	29
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項……………	29
	(1) 林業技術の開発……………	29
	(2) 林業技術の指導・普及……………	29
2	地域の振興に関する事項……………	29
3	その他必要な事項……………	29
	森林の管理経営に関する指針……………	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区^{*}の概況

本計画の対象は、神奈川森林計画区の国有林野 9 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 10 % を占めている。

当計画区の国有林野は、早戸川、中津川、世附川、河内川、玄倉川、内川、狩川、早川、須雲川等の源流部に位置しており、水源かん養保安林^{*}が国有林野面積の 6 割を占め、下流域の生活用水や農業用水などの水がめとして重要な役割を担っている。

林況^{*}は、奥地では、自然度の高いブナ林やモミなどの天然林が広がっている。また、古くから林業生産活動により造成されてきたスギ、ヒノキ等の人工林は、良好な生育をしている。一方、丹沢地区ではニホンジカの食圧により下層植生が消失するなどの被害が発生しているほか、近年では箱根地区でもニホンジカの生息数が増加し、下層植生の食害等が拡大しつつあるため、頭数調整等の対策が求められている。

当計画区は、優れた自然環境を有していることから、そのほとんどが富士箱根伊豆国立公園をはじめ、丹沢大山国定公園、陣馬相模湖、丹沢大山、奥湯河原の各県立自然公園に指定されている。このため、風致の維持に配慮する必要がある。

また、首都東京に近く、箱根に代表されるように我が国有数の温泉、溪谷、豊かな森林景観などに恵まれており、登山、ハイキングなど森林をレクリエーション等の保健休養の場として訪れる人が多く、国有林野の利用についても広く提供しているところである。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

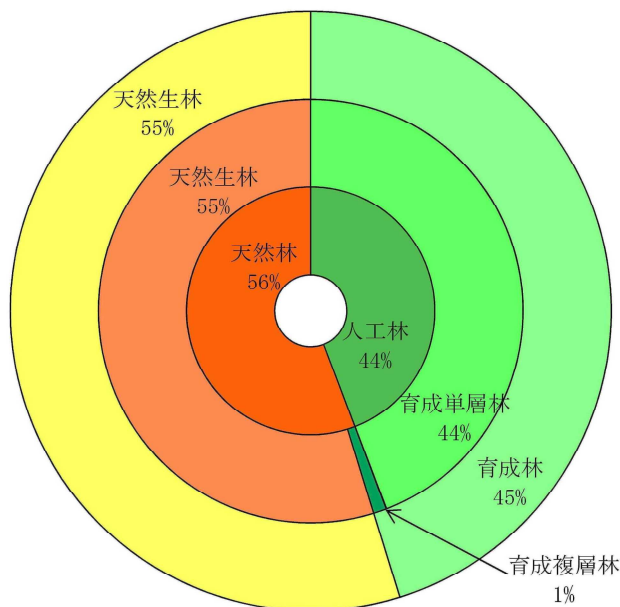
当計画区の森林の現況(平成 24 年 3 月 31 日時点)は、人工林を中心とする育成林が 45 % (3.8 千 ha(育成単層林^{*} 3.7 千 ha、育成複層林^{*} 0.1 千 ha))、天然生林^{*}が 55 % (4.6 千 ha) となっている。(図－1－1、図－1－2 参照)

^{*}【森林計画区】
全国で 158 の森林計画区があります。

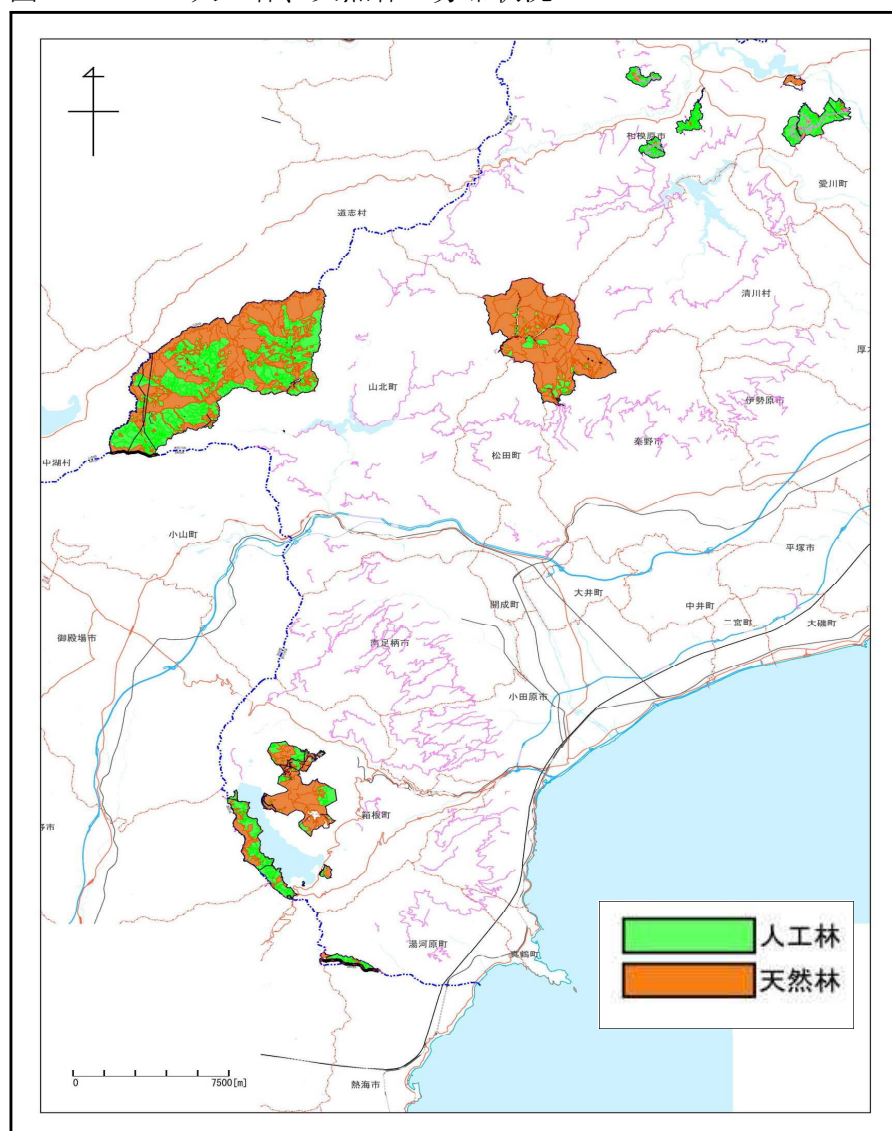
^{*}【保安林制度】
保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

^{*}【林況】
樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

図－１－１ 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



図－１－２ 人工林、天然林の分布状況



※【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

※【育成複層林】

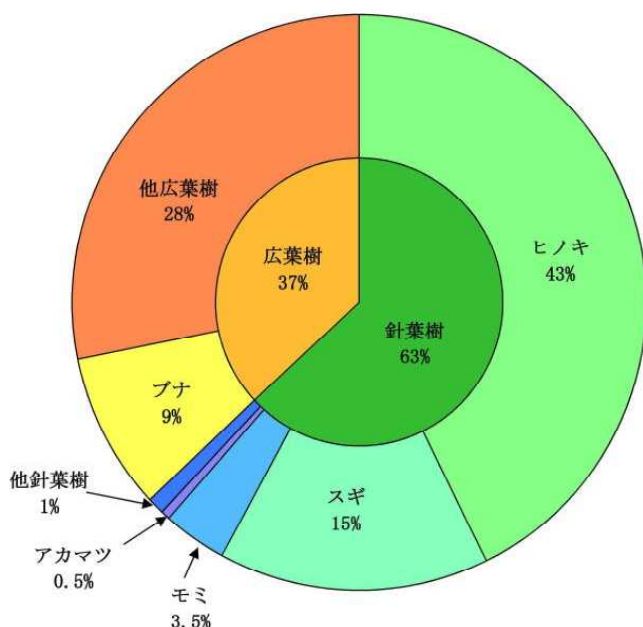
森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

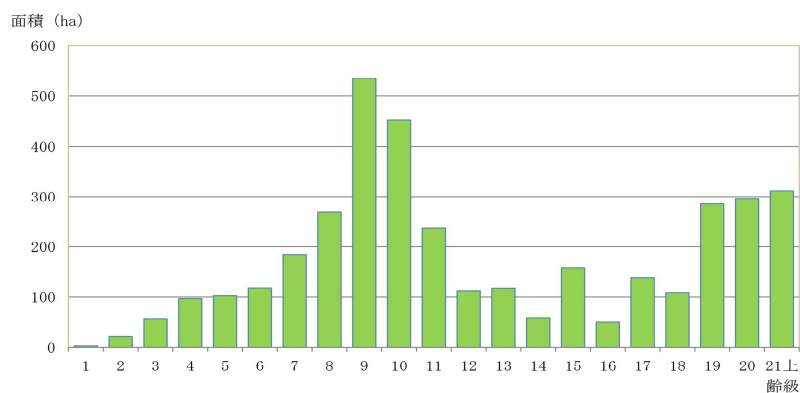
主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではヒノキ 645 千 m^3 、スギ 230 千 m^3 、モミ 55 千 m^3 、アカマツ 8 千 m^3 、広葉樹ではブナ 133 千 m^3 となっている。（図－２参照）

図－２ 主な樹種構成（材積比）



人工林についてみると齢級*構成は図－３のとおりであり、１ 齢級から４ 齢級の若齢林分が５％、間伐適期である５ 齢級から８ 齢級が１８％、９ 齢級以上の林分が７７％となっている。

図－３ 人工林の齢級構成



※【齢級】

林齢（森林の年齢）を５年の幅でくくったものの。

１ 齢級は１～５年生、

２ 齢級は６～１０年生、

１０ 齢級は４６～５０年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 20 年度～平成 24 年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成 24 年度は実行予定を計上）。

① 伐採量

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策を進める中で積極的に実行したが、これまで間伐を実施していない小径級の林分を優先したため、計画に対して材積では 88%、面積では 97%の実行結果であった。なお、台風被害による林道の通行止や生育状況等を考慮し一部の実行を見合わせたことも計画をやや下回った原因の一つと考えられる。

主伐^{*}は、分収林の皆伐を中心に計画したが、契約延長等により、計画に対して 63%の実行結果であった。

（単位：材積 m^3 ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	17,189	83,480 (1,044ha)	10,890	73,240 (1,010ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は、主伐、間伐にそれぞれ含めた。

② 更新量

皆伐箇所の新植による確実な更新^{*}を図るため、人工造林を計画したが、分収林の契約延長等によって、主伐が減少したことによる造林箇所の減少や前計画期間の後半に主伐した箇所の更新が本計画期間に行われるため、人工造林の実行結果は低位であるものの、今後適切に実行するものとする。

（単位：面積 ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	36	—	3	—

③ 保護林^{*}

当計画区に設定してる全ての保護林について、現状を把握するため森林や動植物等の状況に関するモニタリング^{*}を行った。

その結果、各保護林とも森林の構成に大きな変化はないことが確認されたが、丹沢や世附地区ではニホンジカによる剥皮や下層植生の食害等が各所で確認されるなど、ブナをはじめ生物多様性を保全するための森林生物遺伝資源保存林としての機能の低下が懸念される。このため、県や丹沢大山自然再生委員会等の地域関係機関と連携して、ニホンジカの過剰な採食圧から多様な遺伝資源を保全するための植生保護柵の設置等の対策に引き続き取り組む必要がある。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

^{*}【保護林】

P20 以降具体的に説明

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

(単位：面積 ha)

保護林の名称	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
森林生物遺伝資源保存林	1	881	1	881
植物群落保護林	4	425	4	425
計	5	1306	5	1,306

④ 緑の回廊^{*}

当計画区の緑の回廊は、保護林間を結ぶことで、野生動植物の移動経路を確保、種の保存や遺伝的な多様性を図ることを目的に設定しており、設定目的に沿った管理経営を行ってきたところであり、おおむね健全な状態を維持している。なお、ニホンジカによる被害及び対策については、保護林と同様である。

(単位：延長 km、面積 ha)

緑の回廊の名称	前計画期首		前計画期末	
	延 長	面 積	延 長	面 積
丹沢緑の回廊	37	3,001	37	3,001

⑤ レクリエーションの森^{*}

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然観察教育林、②森林スポーツ林、③野外スポーツ地域、④風景林、⑤風致探勝林、⑥自然休養林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

これらのうち当計画区では、風致の維持に重点を置き、レクリエーションの森として選定した区域は下表のとおりである。

(単位：面積 ha)

レクリエーションの森の種類	前計画		本計画	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
自然休養林	1	1,278	1	1,278
自然観察教育林	1	66	1	65
風景林	2	481	2	458
計	4	1,825	4	1,801

^{*}【緑の回廊】

P22 以降具体的に説明

^{*}【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

今後の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分※に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、

国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため 7 基準 (54 指標) が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性※の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、幅広い関係者が参加して実施された丹沢大山総合調査の結果を受けて県が進める丹沢大山自然再生計画や水源の森林づくり事業等と連携しながら、丹沢山地等のブナ林をはじめとする森林の保全・再生、スギ・ヒノキ人工林の針広混交林への誘導、生物多様性の保全、ニホンジカによる森林被害の防止などに取り組む。

なお、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組 (利根上流森林計画区 (群馬県) の第 4 次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考) を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所の分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・ 保護林の適切な維持・管理 (ニホンジカの採食圧から生物多様性を保全するための植生保護柵の設置等を含む)

イ 森林生態系※の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

※【機能類型区分】

P10 以降具体的に説明

※【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

※【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性 (遺伝的多様性)、種間の多様性 (種多様性)、及び生態系の多様性 (生態系多様性) を含むものである」と記されています。

※【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り (光合成など)、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ ニホンジカ等による食害防止対策
- ・ 山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{かん}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により裸地状態の減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、森林環境教育など森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ スギ花粉発生源対策の推進
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進

※【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局の HP ^{*}等の充実による情報発信

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給等、地域から求められている国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	【流域保全】 災害防止や崩壊地及び荒廃した溪流等の復旧のため、8箇所溪流工、12箇所の山腹工を計画。 【山地災害防止機能の維持】 山地災害防止タイプの育成林 240ha のうち 60ha で森林整備（間伐）を計画。 【水源涵養機能の維持】 水源涵養タイプの育成林 2,700ha のうち 700ha で森林整備（間伐）を計画。
共 生	【生活環境保全】 森林空間利用タイプの育成林 700ha のうち 180ha で森林整備（間伐）を計画。 【ふれあい】 ・学校、自治体等と連携した森林環境教育を推進。 ・ボランティア団体等へ国民参加の森林づくりの場を提供。
循 環	【木材の供給】 ・森林の持つ公益的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。 ・森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な森林整備を行うため 3.7km の路網の整備（改良）を計画。
地球温暖化防止	育成林 2,600ha のうち 400ha の間伐を計画。天然生林※ 4,900ha のうち 99%にあたる 4,900ha を保安林として保全。

※【本項に係る天然生林】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林等の林相の維持・改良等に必要の施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域ニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類^{*}の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

^{*}【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

表－１
機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位 面積：ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林	764
	気象害防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある）	—
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	2,706
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	2,082
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）	3,491
機能類型区分設定外			9
合 計			9,052

本表に用いた略称

略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営に関する管理経営の指針 その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区では該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	764	764	—

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。また、本計画における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面 積	2,706	1,306

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

また、本計画における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	
		うち、レクリエーションの森
面 積	2,082	1,801

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養森林タイプに関する事項

水源涵養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠[※]層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

また、本計画における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	3,491

注)分収林については、契約に基づき伐採する。(ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う)

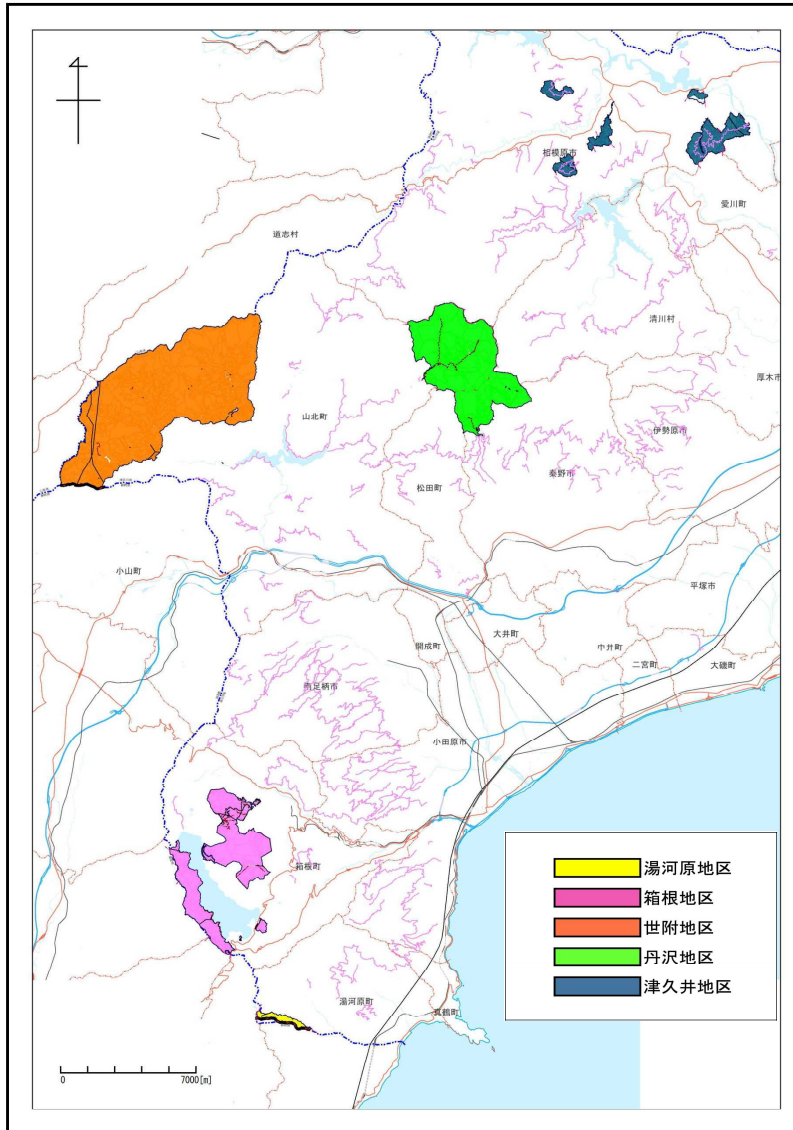
※【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

（２）地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、湯河原地区、箱根地区、世附地区、丹沢地区、津久井地区の 5 地区に大別され、(図－4 参照)、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

图-4



ア 湯河原地区 (58~60林班)

本地区は、当計画区の南端に位置し静岡県と接しており、全域が県立奥湯河原自然公園及び水源かん養保安林に指定されている。

このため、稜線部周辺は、相模湾を眺望する視点場として適していることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、下流部については、静岡県境となっている千歳川の水源地であることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能を重視した管理経営を行うこととする。

イ 箱根地区（66～80、89～100林班）

本地区は、当計画区南西部の箱根山周辺に位置し静岡県と接している。

本地区の全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、この中でも自然環境の維持が特に重要な区域及び分布の東限であるヒメシャラや、限定的な地域にしか生育していないハコネコメツツジなど、貴重な植物群落を保護林として設定している区域については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、本地区は、箱根という国内有数の観光地であることから、風致の維持に配慮するとともに、自然観察の場、森林とのふれあいの場等としてレクリエーションの森を設定していることから、これらの区域を森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、屏風山西方斜面は、急傾斜地のうえ崩れやすい地質であることから、土砂崩壊防備保安林に指定されているため、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 世附地区（102～142林班）

本地区は、当計画区の北西部に位置し山梨県及び静岡県に接しており、静岡県を源とする酒匂川支流の世附川の源流部を占め、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能を重視した管理経営を行うこととする。

また、この地域を代表する貴重なブナ林やモミ林を植物群落保護林に設定しているとともに、山梨県境周辺をはじめ原生的な天然林が広範囲に分布していることから、これらの区域は自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、原生的な天然林や高齢の人工林の中には、地形が急峻で土砂流出等山地災害のおそれが高い地域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

本地区は、山梨県境周辺全域を保護林又は緑の回廊に設定していることから、上記の区分に応じた管理経営に加え、野生動植物の保護、生息・生育環境の維持、保全に努めることとする。

エ 丹沢地区（143～164林班）

本地区は、当計画区の概ね中央部に位置し、首都圏の近郊にありながら優れた自然環境を有しているとともに、自然とのふれあいの場としててきしていることから、全域が丹沢大山国定公園に指定されている。

このような自然環境を有している中で、北部の玄倉川源流部及び玄倉川支流の熊木沢集水域は、一部人工林を含むが大半が原生的な天然林であり、森林生態系を構成する生物の遺伝資源を保存するため、丹沢山地森林生物遺伝資源保存林（保護林）に設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、森林生物遺伝資源保存林の南側全域は、風致の維持に配慮しつつ登山やハイキングなど森林とのふれあいの場としてレクリエーションの森に設定するとともに、野生動植物の保護、生息・生育環境の維持、保全に努める緑の回廊にも設定している。

このため、南側全域を森林空間利用タイプに区分し、風致の維持、改善及び保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

オ 津久井地区（258～270、274、275、278～290林班）

本地区は、当計画区の北部に位置し、国有林野は低山や丘陵地に散在しているが、山梨県を源とする相模川や道志川の集水域となっており、水源かん養保安林に指定されているほか、地形が急峻で土砂流出のおそれが高い地域は土砂流出防備保安林に指定されている。

また、本地区は人工林造成が進んだ地域であるが、北西部の石老山と谷山を結ぶ稜線の北面は県立陣馬相模湖自然公園に指定されている。

その他の地域は、県自然環境保全地域（普通地区）に指定されている。

特に、津久井湖右岸の城山は、津久井城山風景林として地域の人々に親しまれていることに加え、神奈川県が城山全体を森林公園として整備中であり、今後、より快適な利用が期待できる。

このため、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う水源涵養タイプ、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う山地災害防止タイプ及び保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行う森林空間利用タイプにそれぞれ区分し、適切な管理経営を行うこととする。

3 流域管理システム[※]の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

神奈川森林計画区では、民有林と国有林に共通して、丹沢山地等の森林の保全・再生と生物多様性の保全、水源の森林づくりなど森林の水源涵養機能を高めるための森林施業の推進、台風被害や豪雨災害の復旧に向けた治山事業の実施と国土の保全、ニホンジカをはじめとする野生鳥獣被害の防止、人材の育成、林産物の安定供給、地域材の利用促進、森林ボランティア活動や森林環境教育の推進など、地域の森林・林業の再生に向けた取り組みが課題となっている。

このため、神奈川県をはじめとする関係機関と連携を強化しつつ、国有林においてもこれらの課題に積極的に取り組むこととする。

(1) 森林の保全・再生に向けた施業モデルの展開と普及

県が進める丹沢大山自然再生計画と連携・協力しながら、丹沢山地等のブナ林をはじめとする森林の保全・再生に向けた取り組みを推進する。具体的には東京神奈川森林管理署と神奈川県自然環境保全センターとで研究や技術開発の協力を一層推進するための協定の締結、共同試験地の設定、技術情報の共有等に取り組む。

また、神奈川県国有林・民有林事業連絡調整会議を定期的開催するなど、神奈川森林計画区の森林・林業の再生に向けて、国有林においても民有林と連携・協力して森林の保全・再生など各種の取組を推進する。

(2) 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への計画的な事業の発注や立木の供給等を推進し、林業事業体の育成に努める。

(3) 地域関係者等と連携した施業の推進

森林の水源涵養機能を高めるための森林施業に積極的に取り組む。具体的には、芦ノ湖西岸においてモデル施業の試験地を設定し、研究機関や地域関係者等と連携してスギ・ヒノキ人工林を巨木林や針広混交林に誘導する森林施業に取り組む。

(4) 森林・林業技術者の育成

各種研修、現地検討会の実施等を通じて森林・林業技術者の育成を積極的に支援する。

(5) 野生鳥獣被害の防止に向けた技術開発

県と連携して引き続き丹沢山地等における植生保護柵の設置等を実施するとともに、特定鳥獣保護管理計画に基づき県が進める管理捕獲や技術開発等に積極的に協力する。

(6) その他

平成 22 年 9 月の台風 9 号災害による土砂崩壊等が発生した世附地区において、民有林治山事業と国有林治山事業を連携して実施する特定流域総合治山事業を実施する。

また、地元自治体や教育機関と連携した森林教室や林業体験などの普及啓発活動を実施する。

※【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業体等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量※ (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	7,587	82,706 (960)	95,193 《4,900》

注) 1 ()は、間伐面積(ha)
2 計欄の《 》は、臨時伐採量※で内書き
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	24	10	34

(3) 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐
計	87	12	34

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道※	—	—	27	3,690
うち林業専用道※	—	—	—	—

5 その他必要な事項

特になし

※【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

※【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

※【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

※【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、早春から新緑期にかけて林内が乾燥し山火事発生危険が増大するとともに、都市近郊林として親しまれており、ハイカー等の入り込み者が多くなることから、特に注意が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく地元自治体、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして山火事防止の宣伝、啓発活動を行い、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、市街地周辺から山間部まで位置し、複雑に入り組んでいる上、その延長は長大であることから、開発や自然災害等、特に留意し今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの啓発・普及

近年、国有林野への入林者は、登山や森林散策等、森林との積極的なふれあい志向を背景として年々増加傾向にあり、それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大している。

このため、入林マナーの啓発・普及等を進めるため、地元自治体、観光協会、ボランティア等との連携を強化し、国有林野の保全管理に資することとする。

2 森林病虫害^{*}の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病虫害等の諸被害に対しては、民有林関係者と連携を図りつつ、被害木の伐倒駆除等により、早期発見に努めるとともに、まん延防止に努めることとする。

^{*}【森林病虫害】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類とされています。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、野生動植物の生息・生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では5箇所、1,306haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理す

ることとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為（後述のニホンジカの過剰な採食圧に対する保護対策を含む）、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森 林 生 物 遺 伝 資 源 保 存 林	1	881
植 物 群 落 保 護 林	4	425
総 数	5	1,306

ア 森林生物遺伝資源保存林

森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存する。この森林の取扱い、後述するニホンジカによる被害対策を除き、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし「丹沢山地森林生物遺伝資源保存林保護計画」に基づき適正に取扱うものとする。

なお、近年、ニホンジカの過剰な採食圧により、下層植生が消失するなど森林生物遺伝資源保存林としての機能の低下が懸念されることから、多様な遺伝資源を保全するための植生保護柵の設置等の対策に引き続き取り組むこととする。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。
- ④ ニホンジカによる採食の状況を注視するとともに、必要に応じて植生保護柵の設置等の対策を講じる。

(2) 緑の回廊

緑の回廊は、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の環境性の確保と、より一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的としている。

当計画区では「丹沢山地森林生物遺伝資源保存林」と「西丹沢ブナ植物群落保護林」及び「西丹沢モミ植物群落保護林」を結び、静岡県的小山町有林につないで角取山に至る全長 43km に及ぶ森林を「丹沢緑の回廊」として設定している。

本回廊の特徴は、国有林野のみならず、県、市、町との連携の下、神奈川県有林、横浜市有林、小山町有林を含む緑の回廊として、設定したことにある。

本緑の回廊の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「丹沢緑の回廊設定方針」に基づき適切に取り扱うこととする。

なお、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリングを実施し、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

また、ニホンジカの過剰な採食圧に対する対策を適切に実施することについては、森林生物遺伝資源保存林、植物群落保護林と同様である。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
丹 沢 緑 の 回 廊	37	3,001
計	37	3,001

【参考】 丹沢緑の回廊設定方針 ―抜粋―

◇ 緑の回廊の維持・整備に関する事項

野生動植物の移動や生息・生育及び採餌等に良好な状態となるよう、維持・整備を適切に実施することとともに以下の事項に配慮する。

伐採及び更新・保育を実施する場合は、野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期を選定する。

また、分収林については現行の取扱いどおりとする。

(1) 伐採に関する事項

- ① 天然林は、原則として自然の推移に委ねることとする。
- ② 人工林は、原則として皆伐を行わないこととし、間伐等を繰り返し針広混交林、広葉樹林へ誘導する。
- ③ 営巣、餌場、隠れ場等として重要な巨木、枯木、倒木等については、入林者及び巡視等の森林管理上危険がない限り保残する。

(2) 更新・保育に関する事項

- ① 更新は、稚幼樹の発生状況等を勘案しながら画一的に扱わないこととし、必要に応じて採餌木の植栽を行う。
- ② 下刈や除伐等の保育は画一的に行わないこととし、広葉樹の進入木を保残するなど針広混交林となるよう取扱うこととする。また、野生動物の餌となヤマブドウ等のつる類は、植栽木の生育に支障のない限り保残に努める。

◇ 緑の回廊の管理に関する事項

各種法規制等によるとともに以下の事項に配慮する。

(1) 動植物の保護

① 動物に関する事項

原則として狩猟は行わないこととし、関係機関との調整を図る。

なお、関係機関の許可を得て行う有害鳥獣駆除については当面認めることとするが、駆除方法についてはツキノワグマなど他の鳥獣に害が及ぶことのないよう留意する。

② 植物に関する事項

原則として植物の採取は認めない。

ただし、学術調査・研究のための資料等の採取については、関係機関との調整を図り最小限となるようにする。

(2) 巡視に関する事項

巡視にあたっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、入林者等に対して緑の回廊についての普及啓発に努める。

(3) 林地開発に関する事項

原則として林地の開発は行わない。

ただし、公用・公共用等の公益性の高いものについては、関係機関と協議のうえ慎重に対応する。

(4) 施設等に関する事項

施設の整備や治山施設等の設置にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼさないように配慮する。

(5) 森林環境教育に関する事項

野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮したうえで、必要に応じて森林環境教育の場として活用できることとする。

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカ等の食害に関する事項

近年、ニホンジカ等の生息密度が高く、植栽木等への食害は深刻である。

このため、被害の未然防止を図るため、防止柵や保護ネットなどの対策を講じている。今後も特定鳥獣保護管理計画による個体数調整を行うなど関係機関等と連携を図りながら被害防止に努めることとする。

(2) 希少猛禽類等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、関係者の協力を得るなどにより、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていくなかで、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組のなかで、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺について、希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

(3) 特定外来生物の対策に関する事項

箱根の駒ヶ岳山頂付近には、特定外来生物であるオオハングソウが生育域を拡大しつつあり、在来植物をはじめとして、ハコネコメツツジ群落保護林にも影響がでるおそれがあることから、関係機関等と連携し、その駆除や拡大防止に努めることとする。

(4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺周辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 流域内から産出される林産物の需要に関する事項

木材の供給については、間伐等の森林整備に伴い人工林から生産される素材を中心に計画的・安定的供給、間伐材の土木用材など需要開発に努めるとともに、かながわ森林・林材業活性化協議会との連携も踏まえつつ、林業・木材産業の活性化、並びに森林整備に資することとする。

2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林は、4割が人工林となっており、このうち5～8齢級の間伐適期林分が2割、9齢級以上の高齢級林分が8割を占めている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や、分収林[※]契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

[※]【分収林】
P29 で具体的に説明。

3 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、公園事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の国有林野は、大都市近郊にありながら、良好な自然環境を有しているとともに、箱根地区や丹沢地区等に設定しているレクリエーションの森は、森林浴を楽しみながらの散策、森林とのふれあいの場、自然探勝の場等として、多くの人々に親しまれている。

これらの地区は、立地条件と自然環境を活かした観光産業が発展してきたものであり、今後も持続的な産業の発展を期待する。

この場合、自然環境との調和に配慮しつつ、自然とのふれあいの場、保健・文化・教育の場等の提供など、国有林野の活用要望に応えるものとする。

特に、レクリエーションの森については、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として、地方公共団体等と連携し施設整備、景観整備及び安全対策等に努め、各種情報手段の活用を通じて、四季折々の見所等の情報提供に努めるものとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区では、箱根地区や丹沢地区等において、観光客や市民がハイキングや自然探勝、森林とのふれあいの場として、自然観察休養林や自然観察教育林に、湖沼や史跡と一体となり優れた自然景観を提供している区域を風景林に設定するなど、計画区全体で4箇所 1,801haをレクリエーションの森に設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1)の森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともに、レクリエーション利用の目標に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	1	1,278
自然観察教育林	1	65
風景林	2	458
総 数	4	1,801

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 国民参加の森（法人の森）一分収造林契約等
- (2) ダム、公園、道路等公共用、地域産業の振興－貸付、売払等
- (3) レクリエーション利用－使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない民有林であること
- (2) 市町村整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する民有林又は当該区域に近接する民有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

2 その他必要な事項

特になし

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林とのふれあいの場の提供に努めることとし、「ふれあいの森」を設定する。

なお、本計画では協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) ふれあいの森

ふれあいの森は、自主的な森林整備活動等を目的とした植栽、保育、森林保護等及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、芦ノ湖西岸及び駒ヶ岳周辺において、NPO 法人が「箱根 KIKORI」の森と称して、森林整備活動を行っている。また、津久井仙洞寺山地区では（社）国土緑化推進機構と NPO 法人が「フォレスト 21 せんだうじさん さがみの森」と称して新しい森林のあり方の提案する森林づくり活動を行っている。

このため、引き続きフィールドの提供や各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面積(ha)	位置(林小班)
ふれあいの森	「箱根 KIKORI」 の森	7.30	75 へ ¹ ほか
〃	フォレスト 21 さがみの森	19.28	270 い ¹ ほか

2 分収林に関する事項

分収林制度[※]を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

※【分収林制度】

・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

新たな技術開発目標に基づく各種試験地等における技術開発については、局署連携して取り組むこととする。

さらに、民有林関係者との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組むこととする。

その一環として、新たに芦ノ湖西岸のスギ・ヒノキ人工林の針広混交林への誘導を目的とした「針広混交林誘導モデル施業（実験）」に取り組むとともに、丹沢山地等の森林保全・再生に向けて、神奈川県自然環境保全センターとの相互協力をさらに推進することとし、共同試験地の設定、相互の情報交換等を通じて、ブナ林をはじめとする森林の保全・再生、スギ・ヒノキ人工林の針広混交林への誘導など、水源涵養機能を高めつつ多様な森林生態系を創出するための森林施業、生物多様性の保全等に係る研究、技術開発等の発展に資するものとする。さらに、引き続きニホンジカによる採食から森林を保全するための植生保護柵の設置等に両者が連携して取り組むとともに、モニタリングの実施や被害防止対策に係るフィールドの提供、技術情報の共有等を進めるものとする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地、施業指標林[※]の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

※【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取り入れている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための林分。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指示やサポート、など国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するように努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし